

第9期宇部市高齢者福祉計画策定にあたって

資料2

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨・計画策定に向けて

高齢化のさらなる進行

- 我が国の総人口は2004年（平成16年）をピークに減少傾向で推移しているが、高齢者数並びに高齢者割合は増加傾向。
- 2022年（令和4年）10月現在で全国の総人口が1億2,494万人、高齢者数3,623万人、高齢者割合は29%。
- 宇部市においても同様に、高齢化が進行し、2023年（令和5年）4月1日現在で総人口は159,608人、高齢者割合は33.7%。
- 今後の人口推計では、2040年（令和22年）には総人口が約140,000人、高齢者割合が36.6%に増加すると見込まれます。
- 年齢区分別に高齢者数の推計をみると、前期高齢者は減少で推移、75歳から84歳は2030年（令和12年）をピークにその後減少。
- 85歳以上は2040年（令和22年）にかけて増加すると見込まれます。

地域共生社会の実現に向けて取り組む 第8期計画

- こうした中、本市においては、「第8期宇部市高齢者福祉計画」を2021年（令和3年）3月に策定し、「健やか」「生きがい」「尊厳」「安心」「基盤づくり」を基本目標として、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して暮らせるよう取組を進めてきました。

2040年(令和22年)を見据えた第9期計画の策定

- 「第8期計画」は、2024年（令和6年）3月をもって計画期間を終了することから、2040年の中長期的な人口構造やサービス需要を見据えながら、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加といった社会構造の変化や介護人材の確保、業務改善といった新たな課題に対応した計画として、「第9期宇部市高齢者福祉計画」を策定します。

高齢者福祉計画とは

- ▶ 高齢者福祉計画は、高齢者福祉の基本となる計画です。
- ▶ 介護保険事業計画と老人福祉計画を合わせた**サービス提供基盤の整備を行うための計画で、3年に1度の改定**を行います。
- ▶ **今後3年間の高齢者施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくことを目的**としています。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

- 本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。
- また、策定にあたっては、「第五次宇部市総合計画」を最上位計画と位置づけ、宇部市健康づくり推進条例や山口県が策定する「やまぐち高齢者プラン」、 「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「宇部市SDGs未来都市計画」、 「宇部市健康づくり計画」等の関係計画等と連動し、調和のとれたものとしします。



(2) 計画期間

- 本計画の計画期間は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間と定めます。
- 中長期視点として、介護サービス需要の変化や現役世代の減少をはじめとした人口構造の変化が顕著になる2040年（令和22年）を見据えて計画を定めます。
- 高齢者福祉計画は、高齢者福祉の基本となる計画で、介護保険事業計画と老人福祉計画を合わせたサービス提供基盤の整備を行うための計画で、3年に1度の改定を行います。
- 今後3年間の高齢者施策の方向性を明らかにし、事業を円滑に実施していくことを目的としています。

